

会議の要旨（議事録）

会議の名称	鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会		
開催日時	平成28年9月6日 13:30～14:30	開催場所	鳥栖市役所2階第1会議室
出席者数	20人	傍聴人数	0人
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状の交付 2. 委員長・副委員長の選出 3. 地域福祉計画経過説明 4. 策定スケジュール 		
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画経過説明（資料1） 2. 策定スケジュール（資料2） 3. 鳥栖市地域福祉計画策定委員会委員名簿 4. 鳥栖市地域福祉計画策定委員会設置要綱 		
所管課	（課名）社会福祉課 （電話番号）85-3553		

第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会議事録

1 開 会

事務局（社会福祉課長）

2 委嘱状交付

（委員については、鳥栖市地域福祉計画策定員名簿を参照）

3 市長あいさつ

- ・この計画は、社会福祉法に基づいて5年毎に見直しを行う。今回は平成29年度から33年度にかけての5年間の計画である。
- ・鳥栖市の高齢化は地域によってかなり事情が変わってきている。
- ・この町に生まれ育ってよかったと思っていただけるようなまちになるように、それぞれの専門的な見地からのご意見を賜りながら計画を策定し、それに基づき実施していきたい。

4 鳥栖市社会福祉協議会会長あいさつ

- ・社会福祉協議会を中心とした社会福祉ということで、皆さんのご協力を得ながら立派な活動計画を作り上げていただきたい。

5 委員紹介

（委員については、鳥栖市地域福祉計画策定員名簿を参照）

6 委員長・副委員長の選出

（事務局）委員の皆様のご互選により委員長副委員長を選出していただきたい。

（委員）面識等ないので推薦ということもないのでもし事務局でなにか案があれば一任をしたい。

※異議なしの声

（事務局）事務局から推薦してよろしいか。

※異議なしの声

（事務局）委員長に田代勝良委員、副委員長に増田悟委員をご推薦したい。

※拍手

委員長：田代勝良委員 副委員長：増田悟委員 に決定。

7 委員長のあいさつ

（田代委員長）

8 議事（1）地域福祉計画・地域福祉活動計画経過説明

（地域福祉計画策定の背景と必要性について（資料1-2）参照）

（委員）どういことを話し合っ、どういことを決めていくのか。

（事務局）地域福祉計画は基本理念と基本目標をもって計画を策定していく。基本目標（3つ）のテーマを基に各取組を決めている。住民座談会ではこの基本目標をテーマにして地域の課題について話し合い、その課題に対して住民に何ができるか話し合いを行った。また、市でも座談会で出された課題に対して各課に意見を求めるように考えている。5ページの下、地域福祉計画・地域福祉活動計画は「自助・共助・公助」という3つの助けを基本にしているの、この中でどう地域福祉の向上のために計画ができるかを考えていくものである。

（委員）この委員会では何をするのか具体的に教えてほしい。

（委員長）「地域福祉」の「地域」は市町村という意味で、行政単位、鳥栖市という中での福祉をどう進めていくのかという計画をつくっていく。1ページの社会福祉法107条項目1、2、3に、地域福祉計画で策定する必須事項が書いてある。鳥栖市における福祉サービスの推進に関することをどう決めていくのかということ計画に盛り込まなければいけない。1番目には、福祉サービスを適切に利用していくための、福祉に関する情報とか、利用の方法とか鳥栖市民の高齢者も子育て中の方も障害者も誰もが分かりやすいような情報をどう作っていくのかを計画しなさいと書いてある。2番目は、地域の人たちの足りないこと

や困ったことを福祉サービスとして適切に提供していくため、あるいは、これから福祉を進めていきたい人たちが、事業をやっていけるように事業所に対する支援をするために、ニーズ調査をして、計画に反映させること。3番目は、活動計画と関係があるが、社会福祉に関する活動、つまり福祉のボランティア活動への住民の参加促進の方法や、参加者の活動経験、活動の担い手の育成、若年層の啓発や教育などの充実のための具体的な取組について計画に反映させることが書いてある。主にこの3つのことを中に入れておかないと福祉計画とは言えない。加えて、災害が色々ありましたので、要援護者支援を鳥栖市の中でどう進めていくのか、決めておかなければならない。それから、昨年、生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困った方々をどう支援していくかことを地域福祉計画で定めなければならなくなった。このようなことを踏まえて、アンケート調査とか座談会で出てきた意見に対して策定委員の皆さんでご意見を出し合いながら、計画にどのように反映するのかということ協議していくことになるかと思う。

(委員) 市民アンケートの今回新たに加わった質問にはどのようなものがあるのか。

(事務局) 「民生委員の認知度について」と「社会福祉協議会の認知度について」の2項目である。

(委員) 市民アンケート調査と住民座談会の結果については次回の委員会の検討事項なのではないか。

(事務局) 本日の策定委員会ではまだ報告書ができていないため、次回の策定委員会でアンケート調査結果、座談会の集計結果について報告予定である。現在までの住民座談会での課題としては、ある地区では、1回目の座談会で高齢者の相談機関である地域包括支援センターを活用しきれていないことや、災害規模ごとの避難場所や経路について整理ができていないことがだされ、2回目の座談会で、それに対して今後どう取り組むべきかという話し合いを行った。取組については、次回からの策定委員会での素案の内容となる。

(委員) 2ページの位置付けの部分で、地域福祉計画と関係する計画は、どこまでがこの策定委員会の範囲なのか。先程、住民座談会の課題で出ていた地域包括支援センターなどは各論的な内容であり、限られた回数でやるには拡散してしまうと思うので、どう整理していればいいのか。

(事務局) 各計画とは整合性を図っていくが、全部ではなく、計画ごとに地域福祉計画とつながりがある部分を検討していただく。各論的なところは、各計画で策定することになっていて、計画の期間にもずれがあるので、各担当、関係各課との調整を取っていききたい。

(委員) 効率化のためにも、各論的な内容で、すでに整理済みの部分については、事務局から説明していただけるのか。

(事務局) 各論的にはこちらの話し合いでは出さないということにさせていただきたい。

(委員) 向こうで決められたことは、ここでは変えられないということか。

(事務局) そうである。

(委員) 策定委員会の中で新しい意見が出て反映させないということか。

(事務局) 計画に関しては、庁内に地域福祉推進計画会議があり、関係課の職員等で構成しているので、意見があればそちらに出したい。

(委員) 関連計画だからと、打ち切られるわけではないと。

(事務局) 他の計画も見直しがあるので、意見として出せるものは出していく。

(委員) 児童福祉もだが、地域包括支援センターは住民の中に入っていきるのが難しい。住民のサイドからすると、これは地域包括支援センター、これは子ども育成課というのは分かりにくいと思う。だから、子供とお年寄りという部分を一貫して見れるように地域包括支援センターの中に子育て部分も入れて、利用する側が、どこにいけばすべて解決するよという形にどう集約していくのかということも考えていかないと、個別に計画があっても推進実行していくには無理があるのではないか。

(委員長) おっしゃとおり、縦のつながりよりも横のつながりをどう作っていくのかということが福祉計画である。縦はそれぞれ子育て、障害、高齢など計画ができていて、住民にしてみれば、どこに相談に行けばいいのかわからない。別の所に行ったら他に回されるということではなく、高齢者でも子育て中でも障害者でもどこにいけばワンストップで全部相談ができるというのが必要だということを考えているのが地域福祉計画である。情報も、いろんな福祉サービスはそれぞれの分野で情報はいっぱいあるけれども、それは利用者にとってはどこに聞けばいいかわからないということもある。ある町村では福祉便利帳というものをつくって

て、これをみたらどのサービスを使えるのかが分かる。そういういろんな情報を作っていくのが地域福祉計画なので、地域の中には高齢者も障害者もいろんな方がいるのだから、その人たちが住みやすい鳥栖というためには何が必要かといえば、今、委員さんがおっしゃったような形に多分なるだろうと。なかなか難しいのだが、目玉というか、計画の中で、鳥栖はこういうことをするよ、というものがもしできるとよい。例えば高齢者の方とかが、足の便が悪くて公共交通機関もなくなってきてとても困っている。だったら、地域バスを運行しようかというのはまさに地域福祉計画の中で出てきた目玉だろうと思う。そういう、みんなが利用できるしくみ、ボランティアもある特有の領域だけではなく、ボランティアセンターの鳥栖市社協に電話したらなんでもわかって、自分がしたいボランティアにつながっていくとか、そういうイメージが地域福祉計画だと思う。どれだけ検討できるかというのは難しい面もあるが、皆さんで検討していきましょう。

(委員) いろんな意味で福祉ということを考えると、ボランティアのような自主的な参加、自助共助公助、そういう形ができあがれば一番いい。昔の家族制度みたいな形がこの理念だろうと思うが、そういうベースを今からまた作り上げると、時間が相当かかる。また、人口減少社会をどう見るのか。働き手が少なくなるということは、助ける人たちも少なくなる。だから今委員長がおっしゃったような横軸の部分をどう通していくかを考えていかないと、うまく機能しないのではないか。

(委員長) 今から始まる場所なので、わからないところとか、実際活動されているなかでの問題などあれば。事務局からはなにか。

(事務局) お手元の資料の2ページの、計画位置付けで、福祉に関する計画は、高齢者に関する計画、障害者に関する計画、子どもや子育てに関する計画とそれぞれあるが、この地域福祉計画については、例えば高齢者、障害者、子供とかいうのが縦の糸だとしたら、地域福祉計画というのは、それぞれの計画の課題の共通する部分を地域で何とかできないかというような、横の糸をつくる計画で、縦と横で、もれというか、縫い目を小さくし、すべての人が地域で暮らしていけるような計画にしていこうというものなので、理念的なので、なかなか理解が難しいかと思うが、要はいろいろな計画の中の横糸、地域というキーワードで各計画をつなげていく、そういった計画にしていきたいというふうに考えている。

(事務局) あわせて、2ページの、地域福祉計画のイメージ図の上の、鳥栖市総合計画は、鳥栖市の全体的な計画で、地域福祉計画で横断的につないでいるのが、高齢者福祉、障害者福祉、障害福祉、子ども子育て支援事業関係、その右に整合性を図る、防災情報、市民協働、都市整備がある。先程委員長からも言われた、地域の公共交通の関係は、「他の関連計画」である。鳥栖市の総合計画で位置づけている地域福祉計画は、各福祉計画等と連携していくという計画でもある。計画期間については、現在、10年間の第6次総合計画基本構想期間中での、29年度からの第3期地域福祉計画策定で、それぞれの計画期間等に若干のずれ等があるので、各計画、総合計画との整合性をとりながらの計画策定をお願いするものである。

(委員長) 地域福祉計画は、鳥栖市が作る行政計画だが、これと一体的に地域福祉活動計画も同時進行で今から検証していくことになるが、この経過の関係性とかあるいは地域福祉活動計画等について、社協の方からご意見、ご説明等があれば。

(事務局) 地域福祉活動計画は、民間の団体と一緒に社会福祉協議会が策定する。地域福祉計画の目標理念に沿った、地域団体とか、ボランティアの活動等を、地域福祉活動計画で定める。その際にご意見等伺いながら計画を策定したいと思っている。

(委員長) 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、社会福祉法に位置付けられている。地域活動や住民活動の実績があるので、そういったノウハウがこの地域福祉計画では非常に大事になってくる。地域福祉計画では十分にできないところを活動計画の中で補っていくという相補的な関係があるので、これから先一緒に検討させていただくことになる。

(委員) 細かいところで申し訳ないが、障害者福祉計画と障害福祉計画の違いが分からない。

(事務局) 障害福祉では2つの計画をつくっている。その違いについては次回説明させていただきたい。

(委員長) 障害では二つ計画があって、普通、「者有り計画」、「者無し計画」という。「障害福祉計画」は、国が定めた障害基本計画に基づいて都道府県や市町村が長期計画を立て、障害者の福祉をどう推進していくのかという計画を5年くらいの長期間でたてる計画で、「障害者福祉計画」は、障害は身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病全部障害で1つの枠組みで

あり、その福祉を推進していく障害者総合支援法という法律に基づく具体的でこまやかな障害福祉サービスの計画で、長期計画に基づいて、個々の障害者施策をどう進めていくのかという計画である。子育て支援関係の計画についても、最近子ども子育て支援法というのができて、それまでは、子育て支援の行動計画を策定しなければいけないということだったのが、子ども子育て支援計画に変わって、こまやかな子育て支援をやるという計画になった。このようにそれぞれが計画を立てていく中で地域福祉計画を整えていくことは難しいことだ。

議事（２）策定スケジュールについて（資料４参照）
（質問なし）

９ その他

- ・次回は 11 月の上旬を予定している。次回からは具体的な内容についての協議になる。